

横浜市市活指令第123号  
令和3年4月20日

特定非営利活動法人設立認証通知書

横浜市戸塚区深谷町1252番地13ドリームハイツ3棟203号  
下山 洋子 様

横浜市長 林 文子



令和3年3月1日に申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法第12条第1項の規定により認証しましたので、同条第3項の規定により、通知します。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 特定非営利活動法人の名称       | 特定非営利活動法人フードバンク浜っ子南  |
| 代表者の氏名             | 下山 洋子  |
| 主たる事務所の所在地         | 横浜市戸塚区深谷町1252番地13<br>ドリームハイツ3棟203号   |
| その他の事務所の所在地        | —  |
| 定款に記載された目的         | 本会は、企業が製造または取り扱う食品で品質上問題はないが様々な理由により市場に出すことができなくなった食品、防災用品の定期的入替えに伴い余剰となった食品、個人の方々の消費しきれない食品等を寄贈いただき、それら食品の消費期限、賞味期限等の安全性に十分留意した上で、「食の支援を必要としている方々」に無償で提供する活動を行う。この活動を通して、だれひとり取り残すことなく食を分かち合える心豊かな社会を創ることを目指していく。 |
| 定款に記載された特定非営利活動の種類 | 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動<br>2 まちづくりの推進を図る活動<br>3 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動<br>4 子どもの健全育成を図る活動   |

裏面あり

|               |  |
|---------------|--|
| 定款に記載された事業の種類 | <p style="text-align: center;"><b>特定非営利活動に係る事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 フードパントリー事業</li><li>2 フードデリバリー事業</li><li>3 フードドライブ事業</li></ol> |
|---------------|--|

(注意) 特定非営利活動法人は、この通知の日から2週間以内に法人設立の登記をすることによって成立します。

また、この通知の日から6か月を経過した場合、この通知を用いて法人設立の登記をすることはできません。

(A4)